

## 「山口市過疎地域持続的発展計画（案）」に対する パブリックコメント（意見募集）実施要領

本市では、令和3年4月に策定した「山口市過疎地域持続的発展計画」の計画期間が令和8年3月末で終了することから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間として「山口市過疎地域持続的発展計画」の変更を行っています。

この計画の変更にあたって、市民の皆様からの御意見を生かすために、計画案に対する意見を募集します。

### 1 意見を募集する案件

山口市過疎地域持続的発展計画（案）

### 2 意見の募集期間

令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）まで（必着）

### 3 資料の閲覧場所

○農林水産部農山村づくり推進課、各総合支所市政情報コーナー、各市立図書館

○地域交流センター（阿知須、徳地を除く）及び各分館

○市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に資料掲載

（※サイト内検索で「パブリックコメント」で検索）

### 4 御意見の提出方法

御意見の提出にあたって様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「山口市過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見」と必ず明記してください。

また、本計画案のどの部分に対する御意見・御提言なのか明示をお願いします。

御意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

（1）直接（山口市亀山町2番1号 山口市農林水産部農山村づくり推進課）

（2）郵便（〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市農林水産部農山村づくり推進課）

（3）Eメール（[nousanson@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:nousanson@city.yamaguchi.lg.jp)）

（4）市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）

なお、電話または来庁による口頭での御意見の申し出は受付いたしかねます。また、御提出いただいた御意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

### 5 御意見の取扱い

御提出いただいた御意見は、計画策定にあたって十分に検討させていただきます。

御意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考え方を示す場合があり、後に一括して公表いたします（御意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があり）

ます)。

なお、分かりにくいものや匿名の御意見、あるいは本案件に関係がないと思われる御意見には、本市の考え方を示さない場合があります。御意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、御記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

## 6 御意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市農林水産部農山村づくり推進課(山口市役所本庁舎3階)

TEL:083-934-2778 /E-mail:nousanson@city.yamaguchi.lg.jp